

平成28年1月から マイナンバー利用がはじまります

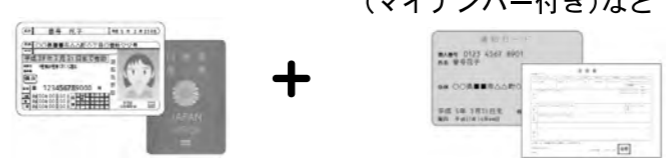
10月5日、社会保障・税番号制度(通称、マイナンバー制度)が施行されました。平成28年1月から、西原町役場でのいくつかの手続きの際に「通知カード」に記載されている個人番号(マイナンバー)が必要になります。

※マイナンバー利用時には、通知カードなどによるマイナンバー確認と身分確認※1が必要になります

通知カードをお持ちの方

身分確認
運転免許証もしくはパスポートなど


番号確認
通知カードもしくは住民票(マイナンバー付き)など



個人番号カードをお持ちの方

身分確認と番号確認がカード1枚で可能です

個人番号カード



※1 主な身分確認書類
運転免許証、運転経歴証明書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類など。

(注) 西原町での個人番号カードの交付は、平成28年2月からとなっています。
※個人番号カードの作成は任意です。

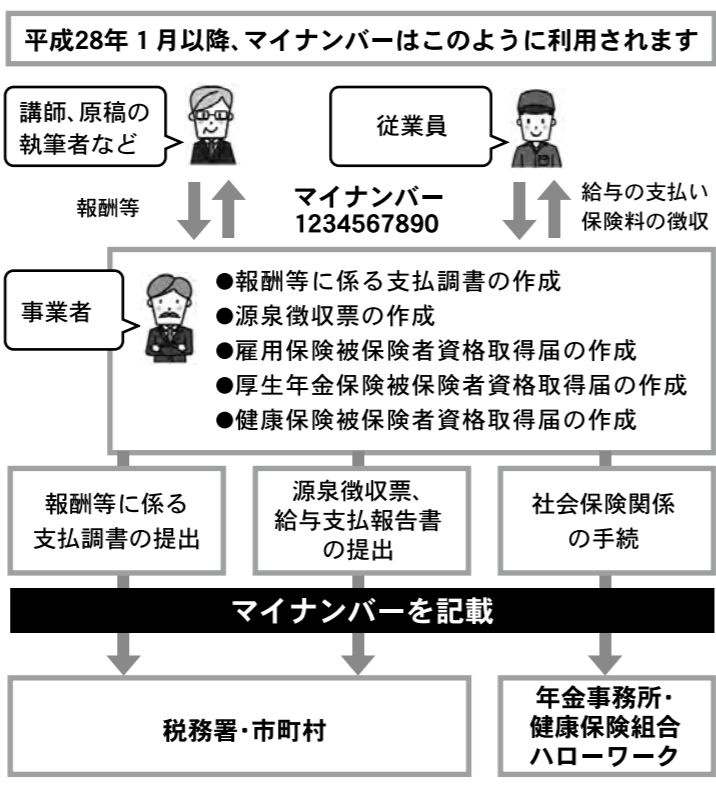
雇用主のみなさまへ

平成28年1月以降、税や社会保障の手続きで、従業員などのマイナンバーを記載する必要があります。

主に、下記手続きにおいてマイナンバーが必要となります。

- 源泉徴収票の作成手続き
- 健康保険・厚生年金・雇用保険の手続き
- 証券会社や保険会社が行う、配当金や保険金などの支払い調書作成など

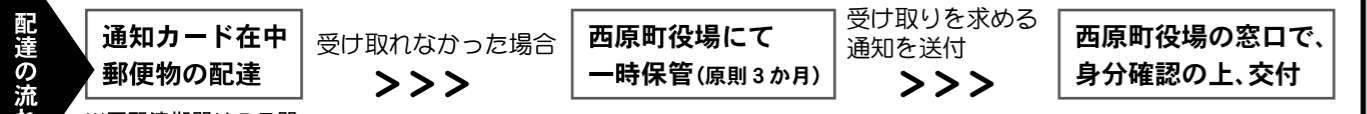
また、マイナンバーの取り扱いは「番号法」や「個人情報保護法」により厳格な保護措置が設けられています。今一度、情報漏えい対策(カギ付きの棚を用意する)などを踏まえた事前の準備が必要です。



通知カードは届いていますか

長期間不在などの理由で通知カードを受け取れなかった方

通知カード在中郵便物は、みなさまの住所へ簡易書留で配達されます。旅行などにより長期間不在で受け取りができなかった場合は、西原町役場に一時保管(原則として3か月)されることとなりますので、お早めに受け取ってください。なお西原町役場の窓口で受け取りの場合は、本人確認が必要です。必ず「身分証明書」などをお持ちください。



⚠ 西原町役場保管の3か月を過ぎてしまうと、通知カードは破棄されます。その後、再発行を行う場合は発行手数料が発生します。ご注意ください。

⚠ 通知カードが届いていない場合は、町民課住民係へお問い合わせください。

住所や名字が変更した場合

引越しや結婚などで住所・氏名が変わる場合は、西原町役場に「通知カード」をご持参ください。「通知カード」の裏面に変更後の住所・氏名を追記します。(いわゆる裏書と言われる処理です)

お問い合わせ 総務部町民課 住民係 ☎945-5012

マイナンバー総合フリーダイヤルが開通されました

0120-95-0178 (無料)

平日 9:30~22:00
土日祝 9:30~17:30
(年末年始12月29日~1月3日を除く)

「通知カード」、「個人番号カード」に関する事、その他マイナンバー制度に関するお問い合わせなど

マイナンバーはこのような場面で使います

- 社会保障分野**
 - ・雇用保険の資格取得や確認、給付
 - ・医療保険の給付請求
 - ・福祉分野の給付、生活保護など
- 税分野**
 - ・税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載
 - ・税務当局の内部事務など
- 災害対策分野**
 - ・被災者生活再建支援金の支給
 - ・被災者台帳の作成事務

対象	使う場面
学生	アルバイトの勤務先、奨学金の申請、勤労学生控除の手続き
主婦・保護者	パート・アルバイトの勤務先、児童手当の申請、出産育児一時金や育休の申請、子どもの予防接種
高齢者	年金給付の手続、福祉や介護の制度利用手続、災害時の支援制度利用
従業員	源泉徴収票の作成、健康保険や雇用保険、年金などの手続き
保険加入者	保険金の支払いや特定口座の開設などの手続き

※マイナンバーを用いる手続きでは、マイナンバーだけでなく身分確認書類による身分確認も行うためマイナンバーだけでなりすましなどの不正利用はできません。

※窓口などで手続きの際に必要な添付書類の省略については、平成29年7月からの予定です。

※西原町での主な窓口手続きでのマイナンバー利用については広報にしはら1月号にてお知らせします。

法人番号も通知されます

マイナンバー制度では、個人のみならず、法人にも1つの法人番号(13桁)が指定され、登記上の所在地に通知されます。(法人番号は平成27年11月下旬に通知予定です。また法人番号については国税庁ホームページで確認することもできます)

西原町住宅
リフォーム工事

補助金

支給額 最高

20万円

増改築相談員がいるお店

下水道接続工事

補助金

支給額 最高

10万円

西原町下水道排水設備指定工事店

2年連続業界トップ!

西原町全体の約1/3の実績 **32件**

支給額 最高 **30万円**

12月28日申込受付で終了です。お早めに!

詳しくは **946-4508**

株式会社七色 ☎946-4508

〒903-0124 西原町呉屋69-2